

令和2年11月19日

一般社団法人神奈川県経営者協会
会長 石渡 恒夫 殿

神奈川県労働局職業安定部長



新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金に関する
周知及び傘下の事業主に対する協力要請について（依頼）

日頃から職業安定行政の推進に対し、御理解、御協力を賜り深く感謝申し上げます。

近年、改善傾向であった本県の雇用失業情勢は、現在、新型コロナウイルス感染症の影響による景気の厳しさを反映した求人の減少や、社会・経済活動の再開に伴う求職者の増加もあいまって、大変厳しい状況にあります。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が、自社で雇用する労働者を雇い続けることができるよう、休業を行った事業主に対して雇用調整助成金の特例を講じて支援しております。加えて、資金繰りや人員体制の面から雇用調整助成金の活用が困難な中小企業に雇用される労働者については、休業している間に、賃金（休業手当）を受け取ることができない場合に労働者本人から申請することができる「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（以下、「休業支援金・給付金」といいます。）」を本年7月から設けております。

休業支援金・給付金の申請に当たっては、事業主から、当該事業主が休業の事実などを証明していただく必要がありますが、当局に対して、一部の労働者、特に日々雇用契約を締結したりシフト制で働く方については、就労日が必ずしも明確ではないことに起因して、協力が得られずに申請・支給に至らないとの声をいただいております。

こうしたことから、厚生労働省において、改めて事業主の皆さまに協力をお願いすることと併せ、休業支援金・給付金の対象となる「休業」を明確化するため、下記を主な内容とするリーフレットを作成しました。つきましては、本リーフレットの主旨を御理解賜りますとともに、貴団体傘下の事業主への周知等につきまして、お力添えいただきますよう、よろしく願いいたします。

記

1 本リーフレットの位置づけについて

日々雇用、登録型派遣、いわゆるシフト制などの労働者について、就労日が明確でない等の理由により、申請に必要な「支給要件確認書」の記載（休業の証明）に関する事業主の協力をいただけないケースがあるとの声を受け、事業主への協力依頼と併せ、休業支援金・給付金の対象となる「休業」の趣旨を御理解いただけるよう、支給対象となり得るケースを明確化し、周知徹底を図るために作成したものです。

2 支給要件確認書の記載と労働基準法上の休業手当支払義務との関係(リーフレット表面)

休業支援金・給付金の支給に当たり、「支給要件確認書」への記載で事業主が休業させた事実を証明いただく手続は、休業支援金・給付金の支給要件を確認するためのものであり、労働基準法第26条の休業手当支払義務の該当性を判断するものではありません。

3 休業支援金・給付金の対象となる「休業」のポイント(リーフレット裏面)

① 日々雇用、登録型派遣、いわゆるシフト制などの方についても、事業主から、当該事業主が休業させた事実等の証明があれば、休業支援金・給付金の対象となります。

② ①により休業の事実が確認できない場合であっても、以下のケースについては、休業支援金の対象となる休業として取り扱います。

*労働条件通知書などの文書から就労予定日などが確認できる場合

*過去6ヶ月間同じ事業所で継続して一定の頻度で就労していた実績があり、事業主において新型コロナウイルス感染症がなければ同様の勤務を続けさせる意向があったと確認できる場合

4 休業支援金・給付金に関するお問い合わせ先

以下のとおりコールセンターを設けておりますので、御不明点等があればお問い合わせください。

《厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター》
電話 0120-221-276 月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15

問合せ先

神奈川県労働局職業安定部 職業安定課 職業紹介係
電話 045-650-2800